

## 大分県介護サービス基盤整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とし、大分県介護サービス基盤整備事業実施要領（平成27年9月2日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、市町村及び民間事業者が介護施設等の整備事業を実施するのに要する経費、又は民間事業者が介護施設等の整備事業を実施するのに要する経費に対し市町村が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「民間事業者」とは、介護施設等（対象施設）を設置経営する法人及び個人（地域密着型サービス等整備助成事業及び介護職員の宿舎施設整備事業においては、設置経営する法人に不動産を有償で貸し付ける土地所有者（オーナー）も含む。）をいう。
- (2) 「施設開設準備経費等」とは、開設前又は転換前6ヶ月間に係る経費又は既存施設を増床する場合に係る経費をいう。

### (補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助対象事業及び補助対象経費は別表のとおりとする。

また、補助基準額、補助基本額、補助率及び補助額については次の表のとおりとする。

	事業実施主体	補助基準額	補助基本額	補助率	補助額
直接補助事業	市町村	別表に定める 「2 補助単価」× 「3 単位」	補助基準額の合計額と、補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額とする。	10／10 以内	補助基本額× 補助率  ただし、1,000 円未満の端数が 生じた場合は、こ れを切り捨てるも のとする。
	民間事業者		補助基準額の合計額と、補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額とする。		
間接補助事業 (市町村経由補助)	民間事業者		補助基準額の合計額と、補助対象経費の実支出額の合計額を比較して、少ない方の額とする。		

第3条の2 第3条別表に掲げる補助対象事業から、次に掲げる事業を除外する。

- (1) 既に実施している事業

- (2) 他の国庫負担（補助制度）により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- (4) 職員の車庫又は倉庫の建設に係る事業
- (5) その他施設等の整備等に関する事業として適當と認められない事業

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 交付申請一覧表（第2号様式）
  - (2) 申請額算出内訳書（第3号様式）
  - (3) 収支予算書（第6号様式）
  - (4) 歳入歳出予算書（見込書）抄本（市町村のみ）
  - (5) 誓約書（第7号様式）（民間事業者のみ）
  - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 規則第3条第3項に規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。
- 3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、事業変更承認申請書（第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならないこと。

- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでない。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでない。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金から減額して報告すること。
- (11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第10号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (13) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によることとし、指名競争入札等による場合は、大分県の例に準ずること。
- (14) 施設整備にあたっては、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)及び大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針に基づき、可能な限り木造化又は内装等の木質化に努めるとともに、積極的に地域材を利用するよう努めること。
- (15) 事業を行う者が上記条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (16) その他、規則、実施要領、「医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日老発0912第1号厚生

労働省老健局長通知)の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」及びこの要綱の定めに従うこと。

- (17) 市町村長は、間接補助事業者に補助金の交付の決定をする際には、この項の第1号から前項までの条件を付すこと。この場合において、「知事」を「市町村長」に、「県」を「市町村」に、「50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)」を「30万円以上」に読み替えるものとする。
- (18) 前号の規定により読み替えた場合に、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更(事業量の20パーセント以内の減少変更等)
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減、又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減
- ただし、補助金の額の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

#### (補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第11号様式)により行うものとする。

#### (申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

#### (状況報告)

第8条 規則第9条の規定による状況報告は、補助事業遂行状況報告書(第12号様式)によるものとし、補助事業の遂行状況に関する報告を知事が別に定める期日までに提出するよう求めることができる。

なお、補助事業遂行状況報告書(第12号様式)を求められた場合は次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 交付決定通知書(写)(間接補助事業の場合)
- (2) 事業計画書(第4号様式の1(施設整備)又は第4号様式の2(施設整備以外))
- (3) 入札関係書類、契約書又は見積書の写し
- (4) 別紙(第8条関係)
- (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 施設整備に係る事業実施主体は、補助事業に着手し、又は補助事業が完了したときは、遅滞なく次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 着手した時

ア 事業着手届（第13号様式）

イ 契約書の写し

（2）完了した時

ア 事業完了届（第14号様式）

イ 完了確認検査調書

（事業の完了確認検査）

第8条の2 知事は、前条第2項第2号の規定により補助事業完了届を受理したときは、すみやかに当該事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との適合について、完了確認検査を行うものとする。

（補助金の交付方法）

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第15号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第16号様式）によるものとし、次項に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業実績報告書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（第17号様式の1）【施設整備】  
（第17号様式の2）【施設整備以外】
- (2) 地域材利用実績（第18号様式）【施設整備】
- (3) 精算額一覧表（第19号様式）
- (4) 精算額算出内訳書（第20号様式）
- (5) 収支精算書（第21号様式）
- (6) 歳入歳出決算書（見込書）抄本（市町村のみ）
- (7) 契約書又は見積書の写し
- (8) 写真
- (9) 目的物引渡書の写し【施設整備】
- (10) 検査調書の写し【施設整備以外】
- (11) 領収書又は請求書の写し
- (12) 財産管理台帳の写し
- (13) 民間事業者が市町村長に対して行う実績報告書等の写し
- (14) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第22号様式）により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附則

この要綱は、平成27年度の予算に係る大分県介護サービス基盤整備事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年度の予算に係る大分県介護サービス基盤整備事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成30年度の予算に係る大分県介護サービス基盤整備事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和2年度3月補正予算に係る大分県介護サービス基盤整備事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年度の予算に係る大分県介護サービス基盤整備事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年度2月補正予算に係る大分県介護サービス基盤整備事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和4年度の予算に係る大分県介護サービス基盤整備事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和5年度の予算に係る大分県介護サービス基盤整備事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和5年度の予算に係る大分県介護サービス基盤整備事業費補助金から適用する。

**地域密着型サービス等整備助成事業**

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 補助対象経費
地域密着型サービス等の整備			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880千円	整備床数	
小規模な介護老人保健施設	61,000千円	施設数	
小規模な介護医療院	61,000千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,600千円	整備床数	
小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,880千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	36,600千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所(複合型サービス事業所)	36,600千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	13,000千円	施設数	
介護予防拠点	9,710千円	施設数	
地域包括支援センター	1,300千円	施設数	
生活支援ハウス	38,900千円	施設数	
緊急ショートステイの整備	1,300千円	整備床数	
施設内保育施設	13,000千円	施設数	
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
特別養護老人ホーム	1,230千円	定員数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護老人保健施設			
介護医療院			
養護老人ホーム			
軽費老人ホーム			

(注1)平成27年度以降、本事業を活用して、消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合は、本体施設の設備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。

(注2)土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業の場合は、当該法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

・貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

・賃借料及びその財源が收支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能で

(注3)令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、上記区分のうち「地域密着型サービス等の整備」の対象しないこととする。

## 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 補助対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費			
定員30名以上の広域型施設等			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914千円	定員数	
介護老人保健施設	914千円	定員数	
介護医療院	914千円	定員数	
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	914千円	定員数	
養護老人ホーム	914千円	定員数	
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	914千円	定員数	
訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	4,580千円	施設数	
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914千円	定員数	
小規模な介護老人保健施設	914千円	定員数	
小規模な介護医療院	914千円	定員数	
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	914千円	定員数	
認知症高齢者グループホーム	914千円	定員数	
小規模多機能型居宅介護事業所	914千円	宿泊定員数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所(複合型サービス事業所)	914千円	宿泊定員数	
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	914千円	定員数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	15,300千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	458千円	定員数	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 (介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。)			
・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃貸住宅	239千円	定員数 (転換前床数)	介護療養型医療施設等から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費			
定員30名以上の広域型施設等			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458千円	定員数	
介護老人保健施設	458千円	定員数	
介護医療院	458千円	定員数	
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	458千円	定員数	
養護老人ホーム	458千円	定員数	
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	458千円	定員数	
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458千円	定員数	
小規模な介護老人保健施設	458千円	定員数	
小規模な介護医療院	458千円	定員数	
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	458千円	定員数	
認知症高齢者グループホーム	458千円	定員数	
小規模多機能型居宅介護事業所	458千円	宿泊定員数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所(複合型サービス事業所)	458千円	宿泊定員数	
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	458千円	定員数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,630千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	229千円	定員数	

**既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業**

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 補助対象経費
既存施設のユニット化改修			
「個室→ユニット化」改修	1,300千円		
「多床室→ユニット化」改修	2,600千円		
(i)特別養護老人ホームのユニット化 (ii)介護老人保健施設のユニット化 (iii)介護医療院のユニット化 (iv)介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 • 介護老人保健施設 • ケアハウス • 特別養護老人ホーム • 介護医療院 • 認知症高齢者グループホーム			特別養護老人ホーム等のユニット化改修(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修	800千円	整備床数	特別養護老人ホームのプライバシー保護のための改修(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護療養型医療施設転換整備 (介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。)			
• 介護老人保健施設 • 介護医療院 • ケアハウス • 有料老人ホーム • 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 • 認知症高齢者グループホーム • 小規模多機能型居宅介護事業所 • 生活支援ハウス • 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃貸住宅	創設 2,440千円		
	改築 3,020千円	転換前床数	介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	改修 1,220千円		

## 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 補助対象経費
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院、介護療養型医療施設</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅</li> <li>・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	2,730千円	県が認めた台数 (定員数を上限とする)	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)。</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業			
<p>ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院、介護療養型医療施設</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅</li> <li>・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	1,090千円	1か所	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)。</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	6,540千円	1か所	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)。</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適當と認められる購入費等を含む。</p>
家族面会室の整備等経費支援	3,820千円	施設・事業所	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)。</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適當と認められる購入費等を含む。</p>
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院、介護療養型医療施設</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅</li> <li>・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	1,070千円	定員数	<p>介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)。</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適當と認められる購入費等を含む。</p>

## 介護職員の宿舎施設整備事業

1 区 分	2 補助対象面積	3 補助率	4 補助対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</li> </ul>	<p>介護職員1定員あたりの延べ床面積33m<sup>2</sup>(バルコニー、廊下、階段等共有部分を含む。)</p> <p>※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</p>	1/3	<p>介護職員の宿舎施設整備の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)。</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

(注1)地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備(居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等)は問わない。ただし、補助対象となるのは、上記区分に掲げる介護施設等(建築中のものを含む。)に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積33m<sup>2</sup>以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

(注2)家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍(原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。)類似の家賃と比較して低廉なものとする。

(注3)設置場所については、敷地内又は近隣の設置に限定されず、利用の便(近接地、通勤経路)の面等から検討するものとする。

(注4)入居者については、上記区分に掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲(定員規模の2割以内)において、当該職員の家族等や上記区分に掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)に勤務する職員に限り、その利用を認めることとする。

(注5)土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業の場合は、当該法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

第1号様式(第4条関係)

年度大分県介護サービス基盤整備事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

大分県知事

殿

住所  
(市町村長又は  
補助事業者)  
氏名

年度において大分県介護サービス基盤整備事業を実施したいので、補助金 円  
を交付されるよう、大分県介護サービス基盤整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により、  
関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及び効果

2 事業完了予定年月日

3 添付書類

- (1)交付申請一覧表(第2号様式)
- (2)申請額算出内訳書(第3号様式)
- (3)收支予算書(第6号様式)
- (4)歳入歳出予算書(見込書)抄本(市町村のみ)
- (5)誓約書(第7号様式)(民間事業者のみ)
- (6)その他知事が必要と認める書類

担当者	
職氏名	
連絡先	

第2号様式(第4条関係)

年度大分県介護サービス基盤整備事業費補助金 交付申請一覧表

市町村名又は事業者名

No.	事業名 (別表から転記)	1 区分 (別表から転記)	施設等種別	施設等の名称	補助所要額 (申請額) (第3号様式から転記)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
補助金交付申請額					0

## 第3号様式(第4条関係)

## 年度大分県介護サービス基盤整備事業費補助金 申請額算出内訳書

事業名（別表から転記）  
区分名（別表から転記）

市町村名	
事業者名	

## 1 直接補助事業（県が事業実施主体である市町村に補助する事業）

No.	施設等種別	施設等の名称	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	補助対象経費の 実支出額	別表に定める 「2 補助単価」	別表に定める 「3 単位」	補助基準額	補助基本額 (選定額)	補助基本額 ×補助率 補助所要額 (申請額) ※千円未満切捨
			A	B	C = A - B	D	E	F	G = E × F	H	I
1					0					0	
2					0					0	
3					0					0	
<b>合 計</b>			0	0	0	0					0

(注)H欄はC欄、D欄及びG欄を比較して最も低い額とすること。

## 2 直接補助事業（県が事業実施主体である民間事業者に補助する事業）

No.	施設等種別	施設等の名称	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	補助対象経費の 実支出額	別表に定める 「2 補助単価」	別表に定める 「3 単位」	補助基準額	補助基本額 (選定額)	補助基本額 ×補助率 補助所要額 (申請額) ※千円未満切捨
			A	B	C = A - B	D	E	F	G = E × F	H	I
1					0					0	
2					0					0	
3					0					0	
<b>合 計</b>			0	0	0	0					0

(注)H欄はC欄、D欄及びG欄を比較して最も低い額とすること。

## 3 間接補助事業（県から補助を受けた市町村が、事業実施主体である民間事業者に補助する事業）

No.	施設等種別	施設等の名称	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	補助対象経費の 実支出額 (市町村補助額)	別表に定める 「2 補助単価」	別表に定める 「3 単位」	補助基準額	補助基本額 (選定額)	補助基本額 ×補助率 補助所要額 (申請額) ※千円未満切捨
			A	B	C = A - B	D	E	F	G = E × F	H	I
1										0	
2										0	
3										0	
<b>合 計</b>						0					0

(注)H欄はD欄及びG欄の額を比較して低い額とする。

※行が足りない場合は、行を追加して作成すること。

## 事 業 計 画 書

### 1 対象施設の概要

- (1)施設の名称及び所在地
- (2)施設の種類
- (3)事業の目的及び効果

- (4)設置法人(経営主体)及び所在地

- (5)施設の定員

### 2 施設整備費に係る事業計画

- (1)施設の規模及び構造

○地域密着型サービス等整備助成事業

ア 整備事業

(ア)敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ)敷地の所有関係(自己所有地・借地・買収(予定)地の別)

(ウ)建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(エ)建物の構造 ( 造 )

(注)1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

(注)2 配置図及び各階平面図を添付すること。

○既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

<既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業>

ア 改修事業

(ア)改修床数

定員 \_\_\_\_\_ 名 (うち、改修床数 \_\_\_\_\_ 名)

(イ)ユニット化改修方法

( 個室 ・ 多床室 ) → ユニット化

※どちらかに○をつけること。

(ウ)改修後の居室床面積(1人あたり)

\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

イ 仮設施設工事

(ア)建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ)建物の構造 ( 造 )

(注)1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

<既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業>

ア 改修事業

(ア)改修床数

定員 \_\_\_\_\_ 名 (うち、改修床数 \_\_\_\_\_ 名)

(イ)プライバシー保護の方法(改修方法) ( 壁 ・ 建具 )

(注)1 建具による仕切りは可。家具やカーテンによる仕切りは不可。

(ウ)居室の床面積(1人あたり)

改修前 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 改修後 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(注)1 内法での測定によることとする。

(注)2 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

イ 仮設施設工事

(ア)建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ)建物の構造 ( 造 )

(注)1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

<介護療養型医療施設等転換整備支援事業>

ア 転換整備事業

(ア) 転換する施設の種類

(イ) 転換床数 \_\_\_\_\_ 床

(ウ) 転換の区分(創設・改築・改修)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 ( 造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分(昭和〇〇年度:県費・国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取壊し)年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 ( 造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

○介護職員の宿舎施設整備事業

ア 整備事業

(ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 敷地の所有関係(自己所有地・借地・買収(予定)地の別)

(ウ) 宿舎施設の定員数 \_\_\_\_\_ 名

(エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

※バルコニー、廊下、階段等共有部分を含む。

(注) 1 職員1定員あたり延べ床面積33m<sup>2</sup>) \_\_\_\_\_ 0 m<sup>2</sup>

(オ) 建物の構造 ( 造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

(注) 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 \_\_\_\_\_ 円

イ 工事事務費 \_\_\_\_\_ 円

ウ 小計(本体工事費) \_\_\_\_\_ 円

エ 介護用リフト等特殊

付帯工事費 \_\_\_\_\_ 円

(介護用リフト工事費) \_\_\_\_\_ 円

( ) \_\_\_\_\_ 円

オ 解体撤去工事費及び

仮設施設整備工事費

(解体撤去工事費) \_\_\_\_\_ 円

(仮設施設整備工事費) \_\_\_\_\_ 円

カ その他の工事費 \_\_\_\_\_ 円

キ 地域交流スペース \_\_\_\_\_ 円

ク 合 計 \_\_\_\_\_ 円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア 県費補助金 \_\_\_\_\_ 円

イ 負担(補助)金 \_\_\_\_\_ 円

ウ 設置者負担金 \_\_\_\_\_ 円

(内訳)一般財源 \_\_\_\_\_ 円

地方債 \_\_\_\_\_ 円

寄付金 \_\_\_\_\_ 円

事業団借入金 \_\_\_\_\_ 円

自己資金 \_\_\_\_\_ 円

エ 合計 \_\_\_\_\_ 円

(4) 施行計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
  - (ア)直営・請負・賃貸の別
  - (イ)着工年月日
  - (ウ)完了年月日
- キ 仮設施設工事関係
  - (ア)直営・請負・賃貸の別
  - (イ)工事期間
  - (ウ)仮設施設の使用期間

(5) その他参考事項

## 第4号様式の2（第5条関係）【施設整備以外】

### 事業計画書

#### 1 対象施設の概要

- (1) 対象施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置法人（経営主体）の名称及び所在地

#### (4) 入所（利用）定員

現在定員 (補助事業実施前)	増加定員 (補助事業実施後)	合計
人	人	人

(5) 開設（増員）年月日又は転換年月日  
年　　月　　日

#### 2 事業概要（補助対象事業名：）

##### (1) 事業概要等

事業概要	
実施予定期間	年　　月　　日　～　年　　月　　日

##### (2) 対象経費支出予定額内訳

（単位：円）

経費区分	対象経費 支出予定額	積算内訳
合計	0	

第5号様式（第5条関係）

地域材利用計画

No.	施設等種別	事業主体	施設名 (棟名称)	工事場所		新築、増築、改築、修繕別	構造	階数	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	事業費 (千円)	地域材使用量 (m <sup>3</sup> )		内装等の木質化の有無		木造化ができない理由	備考
				市町村名	大字							木造	非木造 (内装等 木質化)	合計	有無	箇所	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	

(注) 1. 棟別に記入する（ただし、同規格の施設が多数ある場合はその限りではない）

第6号様式（第4条関係）

収支予算書

1 収入 (単位：円)

項目	予算額	備考
計	0	

2 支出 (単位：円)

項目	予算額	備考
計	0	

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

### 記

1　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2　1の（1）から（8）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年　月　日

大分県知事　　殿

法人所在地（個人の場合は記載不要）

法人名（個人の場合は記載不要）

事業所所在地

事業所名

（ふりがな）

（法人）代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

（法人）代表者住所 \_\_\_\_\_

生年月日（明治・大正・昭和・平成）　年　月　日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第8号様式(第5条関係)

年度大分県介護サービス基盤整備事業変更承認申請書

番 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住所  
(市町村長又は  
補助事業者)  
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度大分県  
介護サービス基盤整備事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分  
県介護サービス基盤整備事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請しま  
す。

記

1 変更の理由

2 事業完了予定年月日

3 添付書類(大分県介護サービス基盤整備事業実施要領関係)

- (1)事業計画書(第4号様式の1(施設整備)又は第4号様式の2(施設整備以外))
- (2)地域材利用計画(第5号様式)(施設整備の場合のみ)

(備考)

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できる  
よう変更部分を二段書きにし、変更前をかつこ書で上段に記載すること。

担当者 職氏名	
連絡先	

第9号様式(第5条関係)

年度大分県介護サービス基盤整備事業中止(廃止)承認申請書

番 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住所  
(市町村長又は  
補助事業者)  
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度大分県  
介護サービス基盤整備事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので承認されるよう、  
大分県介護サービス基盤整備事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により  
申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止の期間(又は廃止の期日)

3 中止(廃止)後の措置

担当者 職氏名	
連絡先	

第10号様式(第5条関係)

年度大分県介護サービス基盤整備事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県知事 殿

住所  
(市町村長又は  
補助事業者)  
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度大分県介護サービス基盤整備事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、大分県介護サービス基盤整備事業費補助金交付要綱第5条第1項第11号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額

金	円
( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	
(事業者名: )	
(施設名 : )	

2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額

金	円
---	---

3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額

金	円
---	---

4 補助金返還相当額(3-2)

金	0	円
---	---	---

5 その他参考となる書類

(1)別紙を添付すること。

(2)その他参考となる書類

消費税確定申告書の写し及びその添付書類(補助金に係るもの)を添付すること。

補助金返還相当額算出の過程がわかる資料を添付すること。

(注1)補助金返還相当額がない場合でも、報告すること。

(注2)間接補助の場合は、消費税等の申告により確定した事業ごとに報告すること。

担当者職氏名	
連絡先	

## 年度大分県介護サービス基盤整備事業費補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（返還額）の算出について

下記の1、2（1）～（3）のいずれかの該当に○をつけること。  
また、2（1）～（3）を選択した場合は、返還金額を記入すること。

### 1 返還額が0円の場合

- ・ 補助金申請段階で消費税を含めずに申請した。
- ・ 消費税の申告義務がない。
- ・ 簡易課税方式により申告している。
- ・ 公益法人等であって、特定収入割合が5%を超えている。（医療法人社団及び医療法人財団を除く）
- ・ 補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として申告している。
- ・ 補助金対象経費が人件費等の非課税仕入となっている。
- ・ その他（ ）

### 2 仕入控除税額（返還額）がある場合

#### （1）課税売上割合が95%以上の法人等の場合

$$\text{返還額} = (\text{補助金の額の確定額}) \times 10 / 110 =$$

#### （2）課税売上割合が95%未満の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

$$\text{返還額} = A + B =$$

A 課税売上のみに要する補助対象経費に使用された補助金

$$A = (\text{補助金の額の確定額}) \times (\text{補助対象経費のうち課税売上対応分}) / (\text{補助対象経費}) \times 10 / 110 =$$

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

$$B = (\text{補助金の額の確定額}) \times (\text{補助対象経費のうち共通対応分}) / (\text{補助対象経費}) \times (\text{課税売上割合}) \times 10 / 110 =$$

#### （3）課税売上割合が95%未満の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

$$\text{返還額} = (\text{補助金の額の確定額}) \times (\text{補助対象経費のうち課税仕入額}) / (\text{補助対象経費}) \times (\text{課税売上割合}) \times 10 / 110 =$$

第11号様式(第6条関係)

年度大分県介護サービス基盤整備事業費補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度大分県介護サービス基盤整備事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県介護サービス基盤整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件 (要綱第5条の規定を転記)

第12号様式(第8条関係)

年度大分県介護サービス基盤整備事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住所  
(市町村長又は  
補助事業者)  
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大  
分県介護サービス基盤整備事業について、大分県介護サービス基盤整備事業費補助金交付  
要綱第8条の規定により、その遂行状況を報告します。

1 添付書類

- (1)交付決定通知書(写)(間接補助事業の場合)
- (2)事業計画書(第4号様式の1(施設整備)又は第4号様式の2(施設整備以外))
- (3)入札関係書類、契約書又は見積書の写し
- (4)別紙(第8条関係)
- (5)その他知事が必要と認める書類

担当者 職氏名	
連絡先	

(別紙) (第8条関係)

事業名(別表参照)  
区分(別表参照)

事業者名

	施設等種別	施設名	交付決定額 (A)	月末日までの 出来高(B)	3月末日までの 出来高(C)	繰越見込高 (D)=100-(C)	繰越見込額 (E)=(A)×(D)	備 考
1			円	%	%	%	円	
2								
3								
4								
5								
	計		0				0	

※翌年度への繰越が見込まれる場合は、「備考」欄に繰越理由を具体的に記入すること。

※複数事業を行っている場合は、別葉でそれぞれ作成すること。

第13号様式(第8条関係)

年度大分県介護サービス基盤整備事業着手届

番 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住所  
(補助事業者)  
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県介護サービス基盤整備事業について、 年 月 日に着手したので、大分県介護サービス基盤整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により届けます。

担当者 職氏名	
連絡先	

第14号様式(第8条関係)

年度大分県介護サービス基盤整備事業完了届

番 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住所  
(補助事業者)  
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県介護サービス基盤整備事業について、 年 月 日に完了したので、大分県介護サービス基盤整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により届けます。

担当者 職氏名	
連絡先	

第15号様式(第10条関係)

年度大分県介護サービス基盤整備事業費補助金交付請求書

番 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住所  
(市町村長又は  
補助事業者)  
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県介護サービ  
ス基盤整備事業費補助金 円を精算払(概算払)の方法により交付される  
よう、大分県介護サービス基盤整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

補助金 交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了予定 (完了)年月日	備考

(振込預金口座)

金融機関名

本・支店

預金種別

預金口座名義人(フリガナ)

担当者 職氏名	
連絡先	

第16号様式(第11条関係)

年度大分県介護サービス基盤整備事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

大分県知事

殿

住所  
(市町村長又は  
補助事業者)  
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県介護サービス基盤整備事業について、下記のとおり実施したので、大分県介護サービス基盤整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。併せて、補助対象経費の軽微な変更が生じたため、実績のとおり承認されるよう申請します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日

3 添付書類

- (1)事業実績書(第17号様式の1)【施設整備】  
(第17号様式の2)【施設整備以外】
- (2)地域材利用実績(第18号様式)【施設整備】
- (3)精算額一覧表(第19号様式)
- (4)精算額算出内訳書(第20号様式)
- (5)收支精算書(第21号様式)
- (6)歳入歳出決算書(見込書)抄本(市町村のみ)
- (7)契約書又は見積書の写し
- (8)写真
- (9)目的物引渡書の写し【施設整備】
- (10)検査調書の写し【施設整備以外】
- (11)領収書又は請求書の写し
- (12)財産管理台帳の写し
- (13)民間事業者が市町村長に対して行う実績報告書等の写し
- (14)その他知事が必要と認める書類

※減額確定でない場合は、不要な事項は二重線により削除すること。

担当者 職氏名	
連絡先	

## 第17号様式の1(第11条関係)【施設整備】

### 事業実績書

#### 1 対象施設の概要

- (1)施設の名称及び所在地
- (2)施設の種類
- (3)設置法人(経営主体)及び所在地
- (4)施設の定員

#### 2 施設整備費に係る事業実績

##### (1)施設の規模及び構造

○地域密着型サービス等整備助成事業

##### ア 整備事業

(ア)敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ)敷地の所有関係(自己所有地・借地・買収(予定)地の別)

(ウ)建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(エ)建物の構造 ( ) 造)

(注)1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

(注)2 配置図及び各階平面図を添付すること。

○既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

<既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業>

##### ア 改修事業

(ア)改修床数

定員 \_\_\_\_\_ 名 (うち、改修床数 \_\_\_\_\_ 名)

(イ)ユニット化改修方法

(個室・多床室)→ ユニット化

※どちらかに○をつけること。

(ウ)改修後の居室床面積(1人あたり)

\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

##### イ 仮設施設工事

(ア)建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ)建物の構造 ( ) 造)

(注)1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

<既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業>

##### ア 改修事業

(ア)改修床数

定員 \_\_\_\_\_ 名 (うち、改修床数 \_\_\_\_\_ 名)

(イ)プライバシー保護の方法(改修方法(壁・建具))

(注)1 建具による仕切りは可。家具やカーテンによる仕切りは不可。

(ウ)居室の床面積(1人あたり)

改修前 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 改修後 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(注)1 内法での測定によることとする。

(注)2 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

##### イ 仮設施設工事

(ア)建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ)建物の構造 ( ) 造)

(注)1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

<介護療養型医療施設等転換整備支援事業>

ア 転換整備事業

(ア) 転換する施設の種類

(イ) 転換床数 \_\_\_\_\_ 床

(ウ) 転換の区分( 創設 ・ 改築 ・ 改修 )

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
(イ) 建物の構造 ( 造 )

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分(昭和〇〇年度:県費・国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取壊し)年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
(イ) 建物の構造 ( 造 )

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

○介護職員の宿舎施設整備事業

ア 整備事業

(ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 敷地の所有関係(自己所有地・借地・買収(予定)地の別)

(ウ) 宿舎施設の定員数 \_\_\_\_\_ 名

(エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

※バルコニー、廊下、階段等共有部分を含む。

◎補助金算出上の限度面積(職員1定員あたり延べ床面積33m<sup>2</sup>) \_\_\_\_\_ 0 m<sup>2</sup>

(オ) 建物の構造 ( 造 )

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

(注) 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 \_\_\_\_\_ 円

イ 工事事務費 \_\_\_\_\_ 円

ウ 小計(本体工事費) \_\_\_\_\_ 円

エ 介護用リフト等特殊

付帯工事費 \_\_\_\_\_ 円

(介護用リフト工事費) \_\_\_\_\_ 円

( ) \_\_\_\_\_ 円

オ 解体撤去工事費及び

仮設施設整備工事費

(解体撤去工事費) \_\_\_\_\_ 円

(仮設施設整備工事費) \_\_\_\_\_ 円

カ その他の工事費 \_\_\_\_\_ 円

キ 地域交流スペース \_\_\_\_\_ 円

ク 合 計 \_\_\_\_\_ 円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施行期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - (ア) 着工年月日
  - (イ) 完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
  - (ア) 工事期間
  - (イ) 仮設施設の使用期間

(4) その他参考事項

## 第17号様式の2（第11条関係）【施設整備以外】

### 事業実績書

#### 1 対象施設の概要

(1) 対象施設の名称及び所在地

(2) 施設の種類

(3) 設置法人（経営主体）及び所在地

(4) 入所（利用）定員

現在定員 (補助事業実施前)	増加定員 (補助事業実施後)	合計
人	人	人

(5) 開設（増員）年月日又は転換年月日

年　　月　　日

#### 2 事業概要（補助対象事業名：\_\_\_\_\_）

(1) 事業実施状況

実施概要		
実施期間	年　　月　　日	～　　年　　月　　日

(2) 対象経費支出済額内訳

（単位：円）

経費区分	対象経費 支出済額	積算内訳
合計	0	

第18号様式（第11条関係）

地域材利用実績

No.	施設等種別	事業主体	施設名 (棟名称)	工事場所		新築、増築、改築、修繕別	構造	階数	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	事業費 (千円)	地域材使用量 (m <sup>3</sup> )		内装等の木質化の有無		木造化ができない理由	備考
				市町村名	大字							木造	非木造 (内装等 木質化)	合計	有無	箇所	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	

(注) 1. 棟別に記入する (ただし、同規格の施設が多数ある場合はその限りではない)

年度大分県介護サービス基盤整備事業費補助金 精算額一覧表

市町村名又は事業者名

No.	事業名 (別表から転記)	1 区分 (別表から転記)	施設等種別	施設等の名称	精算額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
補助金精算額					0

第20号様式(第11条関係)

年度大分県介護サービス基盤整備事業費補助金 精算額内訳書

事業名（別表から転記）  
区分名（別表から転記）

市町村名	
事業者名	

1 直接補助事業（県が事業実施主体である市町村に補助する事業）

(単位:円)

No.	施設等種別	施設等の名称	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	補助対象経費の 実支出額	別表に定める 「2 補助単価」	別表に定める 「3 単位」	補助基準額	補助基本額 (選定額)	補助基本額 ×補助率 補助所要額 (申請額) ※千円未満切捨	交付決定額	補助金受入 済額	交付残額
			A	B	C = A - B	D	E	F	G = E × F	H	I	J	K	L = J - K
1					0					0				0
2					0					0				0
3					0					0				0
<b>合 計</b>			0	0	0	0				0	0	0	0	0

(注)H欄はC欄、D欄及びG欄を比較して最も低い額とすること。

2 直接補助事業（県が事業実施主体である民間事業者に補助する事業）

(単位:円)

No.	施設等種別	施設等の名称	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	補助対象経費の 実支出額	別表に定める 「2 補助単価」	別表に定める 「3 単位」	補助基準額	補助基本額 (選定額)	補助基本額 ×補助率 補助所要額 (申請額) ※千円未満切捨	交付決定額	補助金受入 済額	交付残額
			A	B	C = A - B	D	E	F	G = E × F	H	I	J	K	L = J - K
1					0					0				0
2					0					0				0
3					0					0				0
<b>合 計</b>			0	0	0	0				0	0	0	0	0

(注)H欄はC欄、D欄及びG欄を比較して最も低い額とすること。

3 間接補助事業（県から補助を受けた市町村が、事業実施主体である民間事業者に補助する事業）

(単位:円)

No.	施設等種別	施設等の名称	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	補助対象経費の 実支出額 (市町村補助額)	別表に定める 「2 補助単価」	別表に定める 「3 単位」	補助基準額	補助基本額 (選定額)	補助基本額 ×補助率 補助所要額 (申請額) ※千円未満切捨	交付決定額	補助金受入 済額	交付残額
			A	B	C = A - B	D	E	F	G = E × F	H	I	J	K	L = J - K
1										0				0
2										0				0
3										0				0
<b>合 計</b>						0				0	0	0	0	0

(注)H欄はD欄及びG欄の額を比較して低い額とする。

※行が足りない場合は、行を追加して作成すること。

第21号様式（第11条関係）

収支精算書

1 収入

(単位：円)

項目	精算額	予算額	増減	備考
計	0	0	0	

2 支出

(単位：円)

項目	精算額	予算額	増減	備考
計	0	0	0	

第22号様式(第12条関係)

年度大分県介護サービス基盤整備事業費補助金額の確定通知書

番 号  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け第 号で提出のあった 年度大分県介護サービス基盤整備事業費補助金実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、（補助金の額を 円に変更交付決定し、）金 円に確定したので、大分県介護サービス基盤整備事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

※減額確定でない場合は、不要な事項は削除して作成すること。

※減額確定の場合は、補助条件を明示すること。（要綱第5条の規定を転記）